

従業員の資格取得や講習等受講に要する経費を負担している建設関連企業の皆様へ。

その経費の一部を助成します！



宮崎県建設産業 キャリアアップ支援事業



昨年から、40歳の年齢制限がなくなりました！
また、法令上必要な各種講習等も対象になりました！



①対象となる場合

宮崎県内に本店がある

- ・建設業者（建設業許可を有すること）
 - ・建設関連業者（国・県への登録があること）の事業所にお勤めの方が、
- ③の資格や講習を受講する際、会社がその経費を負担している場合。

②助成対象経費

常勤の事業主・役員及び従業員が③に掲げる資格を取得する場合、
または講習等を受講する場合に要する経費（受験料等）

- ※注1）受験は令和5年4月1日～令和6年2月29日までです。
- ※注2）交通費・宿泊費等は除きます。
- ※注3）消費税・地方消費税は対象外です。

③助成対象資格等



【資格の例】

- (1) 施工管理技士(技士補含む)
- (2) 建築士
- (3) 技術士
- (4) 電気工事士
- (5) 電気主任技術者
- (6) 電気通信主任技術者
- (7) 給水装置工事主任技術者
- (8) 消防設備士
- (9) 技能士（建設工事に関連するものに限る）
- (10) 登録基幹技能者
- (11) 測量士・測量士補
- (12) 不動産鑑定士
- (13) 土地家屋調査士
- (14) RCCM
- (15) コンクリート診断士
- (16) その他

【講習等の例】

- (1) 建設産業における作業等の従事に当たって法令上必要となる各種講習等
玉掛け／小型移動式クレーン運転／足場の組立て等／型枠支保工の組立て等／
地山の掘削及び土止め支保工／高所作業車運転／不整地運搬車運転／
木造建築物の組み立て等／車両系建設機械運転 等
（県の実施する研修や、資格を維持するために必要な講習等は対象外）
- (2) 建設工事のICT化に資する研修その他

④助成額等

助成対象経費の1/2以内（一人当たり上限額5万円）

- ※注1）1事業者当たり3名以内（女性を含む場合は4名以内）です。
- ※注2）同一の受験・受講に関し、他の助成金・給付金等を受給できません。
- ※注3）資格試験等を受験（可否は不問）または講習受講等することが必須です。
- ※注4）助成金の交付は申請受付順とし、予算額を上回った時点で終了します。

⑤受付等

令和5年6月1日（木）から令和6年2月29日（木）

（持参の場合の受付時間：平日9:00～12:00及び13:00～17:00）

（郵送の場合は簡易書留以上の方法に限る。締切日の消印まで有効）



事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（公財）宮崎県建設技術推進機構
または宮崎県のホームページをご覧ください。 <https://www.mk-suishin.or.jp>

問合せ先：（公財）宮崎県建設技術推進機構 電話：0985-20-1830

